

松川町地域おこし協力隊インターン
企画運營業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

本町では、松川町地域おこし協力隊インターン企画運営業務を適切に実施できる優れたプランの提案者を公募型プロポーザル方式により選定（以下「本プロポーザル」という。）し、この事業の契約優先候補者を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 事業名

松川町地域おこし協力隊インターン企画運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「松川町地域おこし協力隊インターン企画運営業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年1月末日まで

(4) 提案上限額

本委託業務の予算額は下記のとおりとし、この予算額の範囲内で全業務を行うこと。
950千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約方法

随意契約

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者（以下「応募者」という。）は、参加申込書及び企画提案書等書類提出期限日において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加申込書及び企画提案書等書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合は参加を認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (4) 松川町入札参加資格者に係る入札参加停止要綱に基づく停止措置、又は、松川町暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けた者でないこと。

4 スケジュール

項目	年月日
・公募開始	令和5年9月4日
・質問受付期限	令和5年9月15日
・質問に対する回答	令和5年9月20日
・参加申込受付期限	令和5年9月25日
・参加資格決定通知	令和5年9月29日
・企画提案書の提出期限	令和5年10月5日
・選定委員会（プレゼンテーション）	令和5年10月11日
・選定結果通知	令和5年10月17日
・契約締結・事業開始	令和5年11月1日
・事業完了	令和6年1月31日

5 参加申込みの手続き等

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
参加申込書	様式第1号	1部
事業者概要書	様式第2号	1部

(2) 提出期限

令和5年9月25日（月）正午まで

(3) 提出方法

持参、郵送、又は電子メールとする。

(4) 提出先

松川町役場まちづくり政策課

6 質問事項の受付及び回答

(1) 受付期限

令和5年9月20日（水）

(2) 受付方法

質問書（様式第3号）により下記あて電子メールにより提出すること。

E-Mail : seisaku@town.matsukawa.lg.jp

(3) 回答方法

電子メールにて回答する。

(4) 質問内容

質問内容は、本実施要領及び仕様書に関するもののみとする。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
提案書	任意	1部
見積書	任意	1部

(2) 提出期限

令和5年10月5日（木）正午まで

(3) 提出方法

持参、郵送、又は電子メールとする。

(4) 提出先

松川町役場まちづくり政策課

8 審査・選考方法

松川町地域おこし協力隊インターン企画運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提案書等の審査を行う。

(1) プレゼンテーション

①期日

令和5年10月11日（水）

②実施方法

- ・対面又はリモートの方法、時間、会場など詳細については応募者に別途連絡する。
- ・所要時間は30分（説明20分、質疑10分）とする。
- ・出席者は3名以内とし、説明は責任者が行うこと。
- ・説明は提案書の内容とし、新たな資料の配布及び使用は認めない。
- ・プレゼンテーションの対象者は3者以下とし、応募者多数の場合は書類審査による予備審査を実施し、3者以下に絞り込む。

(2) 審査

①契約優先候補者選定方法

提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に審査し、選定委員会において最高評価点を得た者を契約優先候補者として選定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、選定委員会の多数決により選定する。なお、評価点の合計が6割に満たない場合は、契約優先候補者として選定しない。

②審査基準

項目及び評価事項		配点
ア 企画力	①事業の趣旨・目的を理解した企画の立案ができてい る。	40
イ 専門性	①事業の企画内容に事業者独自の強みや専門性が活か されている。	20
ウ 実現性	①提案内容を確実に遂行できる業務スケジュールとな っており、業務実績や体制がある。 ②所要経費の内訳が業務内容との整合性があり、積算金 額が明確である。	40
合計		100

(3) 結果通知

審査結果は、契約優先候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面及び電子メールで通知する。

9 契約

審査の結果、契約優先候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。

なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本要領3に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は契約優先候補者が本契約を辞退したとき。
- (3) 申込書類、提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

10 欠格事項

次の条件に該当する場合は欠格とする。この場合、提案者の審査を行わず、契約優先候補者とししない。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の内容が示された条件に適合していない場合
- (4) 見積額が提案上限額を超える場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 談合その他不正行為があった場合

11 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、契約優先候補者選定後、双方協議のうえ決定する。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルを辞退する時は、参加辞退届（様式第4号）を提出すること。
- (4) 提出書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、審査に必要な範囲において、複製を作成することができるものとする。
- (7) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。
- (8) 参加に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。
- (9) 本プロポーザルに関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (10) 審査の経緯、結果に関する質問や異議申し立てについては、一切受け付けないので、これを承諾のうえ応募すること。

12 事務局

松川町役場 まちづくり政策課 まちづくり推進係
〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島3823番地
電話：0265-36-3111（代表） / 0265-36-7014（直通）
FAX：0265-36-5091
E-Mail：seisaku@town.matsukawa.lg.jp